

## 報告要旨

21世紀の世界では、貧困と格差、地球環境問題など、一国単位では対応できないグローバルな課題が山積しており、解決のための新たな財源、そのガバナンスの仕組みが求められている。2000年に国連はミレニアム開発目標（MDGs）を設定した。MDGsの達成に要する資金を創出するために、関心のある各国政府やNGOは国際連帯税の導入を提唱するようになった。日本では2008年に「国際連帯税創設を求める議員連盟」が発足し、それと連携して研究者、NGO等が「国際連帯税推進協議会」（座長・寺島実郎、通称・寺島委員会）を結成して検討を進め、2010年に報告書を作成した。

それから5年経過し、内外情勢が新たな展開をみせるなか、「グローバル連帯税推進協議会」（第二次寺島委員会）が組織され、8回の会合をもち、議論を深めてきた。毎回の会合には、外務省、財務省、環境省、金融庁の担当官もオブザーバーとして出席してきた。そうした検討の結果、ここに本報告書が取りまとめられることになった。

報告書は5つの章で構成され、冒頭に「はじめに」、末尾に「おわりに」を置き、具体的な提言を掲げている。

「1. いまなぜグローバル連帯税なのか」では、深刻化する地球規模課題の解決のために、従来の発想を越えた革新的な構想と政策が必要であることを論じ、持続可能な開発分野、気候変動分野に大別して必要な資金の見積もりを示している。開発分野では、2000年から2015年に至るMDGsの成果を確認したうえで、MDGsを継承して設定される「持続可能な開発目標」（SDGs、2015～2030年）に要する資金規模を推計し、貧困根絶660億ドル（年間、以下同様）、医療・保健900億ドル、初等・中等教育380億ドル以上等の数字をあげる。その他にインフラ投資、中小企業融資などで10兆ドルもの資金が指摘される。一方、気候変動分野では、各種の試算を吟味し、緩和と適応を合わせて途上国向けには8000億ドルが示される。そのうえで、そうした巨額の資金を調達するには、公的資金、民間資金を合わせても間に合わないとして、第三の財源であるグローバル連帯税の必要性を主張する。

「2. グローバル連帯税の定義と課税原則」では、持続可能な地球社会の実現のために、従来の延長線上にない革新的な構想としてのグローバル連帯税が必要であると提唱し、その定義づけを試みる。グローバル連帯税の要件として、課税方法、税収の使途などの面から5項目をあげ、要件の該当の程度に応じて部分的連帯税から全面的連帯税まで幅の広さがあると述べる。課税目的はグローバル化のコストを負担することであるが、誰に課税するかという問題について、負荷者負担、受益者負担、担税力、消費者負担、広薄負担といった5つの原則を打ち出している。

「3. グローバル連帯税のガバナンス」では、税の徴収・管理・配分に関するガバナンスのあり方を検討する。まず、すでに航空券連帯税を導入している実施国（フランス、韓国）のガバナンスについて、税の配分先、使途の決定方式、納税者への説明責任の果たし方などの現状を確認する。次に、航空券連帯税を財源とするUNITAID（国際医薬品購入フ

アシリティ)、CDM(クリーン開発メカニズム)課税を収入源とする適応基金(Adaptation Fund)、および将来連帯税を収入源とする可能性のある緑の気候基金という三つの国際機関について、理事会の構成や意思決定方法、第三者評価などの面からガバナンスの水準を評価する。また、グローバル連帯税を財源とする国際機関は、拠出金の多寡が意思決定に影響を与える既存の国際機関のガバナンスに変革を迫る意義をもつと述べる。

「4. 具体的な課税」では、すでに実施されている航空券連帯税、欧州で実施目前の金融取引税について、概要、資金の規模、資金の使途、管理・分配方法(ガバナンス)、実行可能性など、要点を整理している。特に金融取引税については、欧州案に加えて日本独自案(金融商品取引に一律0.01%課税、金融機関債務残高に0.1%課税)を提起している。次に、その他の連帯税として、タックス・ヘイブン(オフショア領域)利用税、国際電子商取引連帯税、武器取引税、グローバル通貨取引税、グローバル累進資産税、多国籍企業税などを取り上げ、それぞれの課税の内容と根拠、税収見込みと使途を簡潔に紹介している。

「5. 実行可能性」では、まず各種課税の実行可能性について改めて概括的にまとめている。次に、主に金融関係のグローバル連帯税について、情報通信技術の革新によって実行可能性が高まりつつあることを、SWIFT、CLS銀行等の金融インフラの整備の面から指摘する。さらに、OECDのBEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト、各国税務当局間の自動的情報交換、各国政府間の税務行政執行共助条約といった国際課税のシステム改革によって課税回避を抑止する環境が生まれつつあることを論じる。そのうえで、G20、EU、COP、日本政府などの動向にふれ、政治的側面での実行可能性を検討している。

「おわりに：提言」では、グローバル社会の到来がグローバル連帯税の創設を必要としていると指摘したうえで、I～IVに区分して具体的な提言を示している。まずIでは、グローバル連帯税の導入には、日本1国で直ちに実施可能な方策から国際的合意に基づき実施に移す方策へと段階的に進めるべきであると述べる。続くIIでは日本1国で実施できる航空券連帯税について、IIIでは国際的合意に基づく連帯税として金融取引税、その他の課税について、それぞれ導入に取り組むべきであると主張する。結びのIVでは、国際社会への働きかけ、首相直轄の諮問会議の設置、日本社会への呼びかけなど、多様な方面からグローバル連帯税の実現に努めるべきであると提起している。